

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和4年中（令和4年1月1日～令和4年12月31日）に納められた保険料の全額です（令和4年中に納められたものは、過去の年度分の保険料等も控除の対象です）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに届きますので、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

なお、ご家族（配偶者、子等）の負担すべき国民年金保険料を支払った場合は、その保険料についても控除の対象となります。

	発送時期	対象者
①	令和4年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人
②	令和5年2月以降	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された人（①の対象者は除きます。）

問合せ先 税務住民課 ☎75-4118
日本年金機構鳥取年金事務所 ☎0857-27-8311



千代川堤防の

桜の管理について

町民が植栽した桜土手の桜は、これまで「桜を守る会」「観光協会」が維持管理を行ってききました。

近年は、担い手不足等があり、桜に発生した天狗栗病が適切に処理されないまま放置されています。この病気を放置すれば、美しい桜の花が咲かないばかりか、枝が枯れ、枯れた枝が地面に落下し、車や歩行者に危険が生じることがあります。

桜の木は約150本と多く、作業の人手が足りていません。車や歩行者、美しい桜の景観を守るために、多くの皆さんの協力をお待ちしています。

桜土手整備作業 ※小雨決行
日程：11月19日（土）
時間：午前9時～正午
集合：町民グラウンド
持ち物：軍手、ヘルメット（あれば）、動きやすく汚れても良い服装、マスク
作業内容：堆肥散布等

問合せ先 智頭町百人委員会林業部会 橋本 ☎080-4424-2611